

外国人材の受入・定着に向けた企業連携プラットフォームの構築検討会議

開催運営等要綱

(令和7年11月17日付け川区企第557号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人材の受入・定着に向けた企業連携プラットフォームの構築検討会議（以下「検討会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 外国人材の受入・定着に向けた企業連携プラットフォームの構築等について検討を行うに当たり、次に掲げる事項について検討会議の委員の意見を求める。

- (1) 企業連携プラットフォームの創出等に関する事項
- (2) 外国人材への日本語教育に関する事項
- (3) 外国人材の受入れ・定着支援に関する事項
- (4) その他必要な事項

(委員)

第3条 検討会議の委員は、次に掲げる者から8人以内をもって構成し、就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 日本語教育や外国人材受入の現場実態を把握している日本語教育機関及び企業関係者等

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者の出席)

第5条 検討会議が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、川崎区役所まちづくり推進部企画課において処理する。

附 則

この要綱は、令和7年11月17日から施行する。